



三重県公報

令和3年12月10日 (金)

第 268 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
721	生活保護法の規定による指定施術者からの当該事業の廃止の届出	(地 域 福 祉 課)	2
722	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
723	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	2
724	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	2
725	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	3
726	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	3
選 管 告 示			
100	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選 挙 管 理 委 員 会)	3
101	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	4
102	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出	(同)	4
103	政治団体の平成22年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	5
104	政治団体の平成23年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	5
105	政治団体の平成24年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	5
106	政治団体の平成25年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	5
107	政治団体の平成26年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	6
108	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	6
公 告			
	土地改良事業の工事の完了	(農 地 調 整 課)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	6
	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(都 市 政 策 課)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	7
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(管 財 課)	7
	同件	(同)	13

告 示

三重県告示第 721 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
中村 佳祐	まはろ在宅鍼灸マッサージ院	三重県津市白塚町 1064-1	令和 3 年 11 月 18 日

三重県告示第 722 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
中村 佳祐	まはろ在宅鍼灸マッサージ院	三重県津市白塚町 1064-1	令和 3 年 11 月 18 日

三重県告示第 723 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を尾鷲市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

大川 朝子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市賀田町字水呑 143 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 724 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和3年12月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
三井アウトレットパークジャズドリーム長島
桑名市長島町浦安 368 番地ほか
- 2 桑名市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和3年12月10日から令和4年1月11日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 725 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
令和 3 年 12 月 10 日

三重県知事 一見勝之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 熊野矢ノ川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市紀和町矢ノ川字後地 755 番 3 地先内	旧	6.0~8.3	36.0
	新	20.4~62.6	36.0

三重県告示第 726 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
令和 3 年 12 月 10 日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365 号	いなべ市大安町高柳 1880 番 2 地先から いなべ市員弁町北金井 2070 番 4 地先まで	令和 3 年 12 月 10 日
県道 一志美杉線	津市一志町波瀬字大岨 7640 番地先内	令和 3 年 12 月 13 日
県道 八知下多気一志線	津市一志町波瀬字大岨 7640 番地先内	令和 3 年 12 月 13 日
県道 安乗港線	志摩市阿児町国府字平野 1689 番地先から 志摩市阿児町国府字平野 1677 番 5 地先まで	令和 3 年 12 月 21 日
県道 須賀利港相賀停車場線	尾鷲市須賀利町字株谷 331 番 1 地先から 尾鷲市須賀利町字畑場 535 番 2 地先まで	令和 3 年 12 月 10 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 100 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき

公表します。

令和3年12月10日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
岸よしたか後援会	岸 良 隆	岸 良 隆	多気郡大台町御棟 40-2	令和3年 11月10日	
小島はるみを励ます会	小 島 晴 美	小 島 晴 美	津市一身田平野 618-4	令和3年 11月4日	
野崎りゅうた後援会	藤 原 康 行	野 崎 智 代	伊勢市小俣町元町 1084	令和3年 10月15日	
みらいオフィス名張	森 脇 和 徳	森 脇 佳 与	名張市桜ヶ丘 3088-46	令和3年 11月17日	
吉川いっせい後援会	吉 川 一 正	保 地 隆 裕	津市芸濃町椋本 4434-4	令和3年 11月16日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
地域経済研究会	富 安 利 治	代表者	富 安 利 治	西 井 一 浩	令和3年 10月25日	
三重県社会保険労務士政治連盟	岡 寄 佳 男	代表者	岡 寄 佳 男	奥 田 正 治	令和3年 10月15日	
		会計責任者	岩 間 克 二	岡 寄 佳 男		
山崎正行後援会	村 田 幸 一	代表者	村 田 幸 一	山 崎 靖 彦	令和3年 11月8日	

三重県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

令和3年12月10日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
世古口新吾後援会	奥 山 守	令和3年10月8日	
地域経済研究会	富 安 利 治	令和3年10月25日	
野崎りゅうた後援会	藤 原 康 行	令和3年10月14日	

三重県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和3年12月10日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小 島 晴 美	市議会議員	小島はるみを励ます会	津市一身田平野 618-4	令和3年 11月1日

森 脇 和 徳

市議会議員

みらいオフィス名張

名張市桜ヶ丘 3088-46

令和 3 年

11 月 16 日

三重県選挙管理委員会告示第 103 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 22 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

野崎りゅうた後援会

報告年月日 令和 3 年 10 月 15 日

1 収入総額	0 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 翌年への繰越額	0 円

三重県選挙管理委員会告示第 104 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 23 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

野崎りゅうた後援会

報告年月日 令和 3 年 10 月 15 日

1 収入総額	0 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 翌年への繰越額	0 円

三重県選挙管理委員会告示第 105 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 24 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

野崎りゅうた後援会

報告年月日 令和 3 年 10 月 15 日

1 収入総額	0 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 翌年への繰越額	0 円

三重県選挙管理委員会告示第 106 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 25 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

野崎りゅうた後援会

報告年月日 令和 3 年 10 月 15 日

1 収入総額	0 円
--------	-----

前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

三重県選挙管理委員会告示第 107 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 26 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

野崎りゅうた後援会

報告年月日 令和 3 年 10 月 15 日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

三重県選挙管理委員会告示第 108 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

野崎りゅうた後援会

報告年月日 令和 3 年 10 月 15 日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県知事 一見勝之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業	両ヶ池地区	令和 3 年 3 月 25 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、いなべ市長から通知がありました。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県知事 一見勝之

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
令和 3 年 11 月 4 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

3 作業地域

いなべ市員弁町上笠田、同市員弁町宇野及び同市員弁町笠田新田

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、桑名市多度力尾土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 組合の名称及び事務所の所在地

桑名市多度力尾土地区画整理組合
桑名市多度町力尾 2681 番地 1

2 事業施行期間

平成 21 年 12 月 15 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

3 施行地区

桑名市多度町力尾字阿越、字石塚、字沢地、字堀切及び字南谷の各一部、猪飼字沢地の一部並びに北猪飼字沢地の一部

4 設立認可の年月日

平成 21 年 12 月 15 日

5 変更認可の年月日

令和 3 年 12 月 10 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 3 年 11 月 22 日	伊勢市小俣町明野 1617-15 ほか	伊勢市小俣町明野 1234 株式会社下村住建 代表取締役 下 村 光 栄
令和 3 年 11 月 29 日	伊勢市旭町字橋丸田 355-1 ほか 7 筆ほか	松阪市東町 601-1 株式会社フェイスジャパン 代表取締役 中 川 雄 斗

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和 3～6 年度 三重県本庁舎清掃業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）までとします。

ただし、契約の履行期間は、令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 7 年 3 月 31 日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市広明町 13 番地ほか地内

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号のいずれか、かつ、第5号及び第7号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。
- オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の選任技術者として配置できること。
- カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績を含む。）があること。
- キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年1月14日（金）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては14に掲げる所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 2(2)エからキまでを証明する書類（技術提案書の提出時に確認できる場合は不要です。）

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
- (3) 原稿サイズは、A4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね300ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。
- (5) 製本は、評価項目に関する調書の順序のとおり編綴してください。

- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
 - (7) 技術提案書提出時に配置予定として選任された建築物環境衛生管理技術者は、契約時に保健所へ選任を届け出て受理されない場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
 - (8) 契約締結後において、評価対象の有資格者の人数が提案書に記載された有資格者数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
 - ア 建築物環境衛生管理技術者
 - イ ビルクリーニング技能士
 - ウ 清掃作業監督者
 - (9) 契約後において、配置された清掃員の平均実務経験年数を確認します。その平均経験年数が提案書に記載された年数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて 3 名以内とします。また、経営状況の説明を求める場合がありますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者以外に、経営状況について説明できる方の出席をお願いします。（なお、建築物環境衛生管理技術者が経営状況を説明できる場合は除きます。）

なお、詳細は 12(4)に掲げる日程により実施します。
 - (2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は 0 点とします。
 - (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が 0 点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は 0 点となり、落札者としません。
 - (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後、無効とし、落札者といたしません。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法
- (1) 別記「落札者決定基準」によるものとします。
 - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
 - (3) 入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により低入札価格調査を実施します。
 - (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者及び低入札価格調査対象入札者（落札候補者以外にある場合）は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 9 契約方法に関する事項
- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
 - (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てを

されている者（以下これらを「更生（再生）手続き中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続き中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、14 に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則及び三重県電子調達システム（物件等）運用基準等に規定するところによります。

(7) 入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

令和 3 年 12 月 23 日（木）12 時まで、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14 に掲げる所属へ書面（FAX 可）で質疑申請を行ってください。質疑への回答は、令和 3 年 12 月 28 日（火）までに、「本システム」の「質問回答」又は「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和 4 年 1 月 14 日（金）12 時まで、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。

ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」（第 1 号様式）を、14 に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

《結果通知》

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和 4 年 1 月 31 日（月）17 時まで本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和4年1月31日(月)17時までに通知書を発送します。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から令和4年2月3日(木)15時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は宛先に「三重県本庁舎清掃業務委託技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和4年2月9日(水) 予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

令和4年2月15日(火)15時までに、調達システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備(記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等)があるとき

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、令和4年2月6日(日)から同月15日(火)15時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

指定する郵便局 三重県津市広明町13番地 三重県庁内郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

指定する郵便局の郵便番号：514-0006

指定する郵便局の住所：三重県津市広明町13番地

指定する郵便局(宛先)：三重県庁内郵便局留め

受取人：三重県総務部 管財課 管財班

案件名：三重県本庁舎清掃業務委託 入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和4年2月15日(火)15時30分

場所 14に掲げる所属

※ 開札に立ち合いを希望される場合は、14に掲げる所属に、開札日の1週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては令和4年2月21日(月)12時までに4(2)から(4)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課 企画支援班
電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部 管財課 管財班 担当 中村
電話 059-224-2135 F A X 059-224-2111

15 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Cleaning Service of Mie Prefectural Main Building
- (2) Bid Submission Deadline:
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, February, 15, 2022.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Tuesday, February, 15, 2022.
- (4) Managing Authority:
Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2135

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 \leq 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 200 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格はすべて税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とし、ます。

4 有効数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出は、小数点以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

- (1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

- (2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とし、ます。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、くじ引きにて落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1.2 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」240 点の計 440 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件 (清掃業務)	研修体制	120	24
		履行体制及び品質保証取組		70
		苦情処理		5
		検査体制		15
		顧客満足度向上への取組		6
	企業要件	契約実績	70	20
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		20
		地域社会貢献活動		10
	全般	業務の取組姿勢	50	50
合 計			440	440

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 12 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

- ア 令和 3～6 年度 三重県栄町庁舎清掃・警備業務委託
- イ 令和 3～6 年度 三重県桑名庁舎清掃・警備業務委託
- ウ 令和 3～6 年度 三重県四日市庁舎清掃・警備業務委託
- エ 令和 3～6 年度 三重県津庁舎清掃・警備業務委託
- オ 令和 3～6 年度 三重県松阪庁舎清掃・警備業務委託
- カ 令和 3～6 年度 三重県伊勢庁舎清掃・警備業務委託
- キ 令和 3～6 年度 三重県伊賀庁舎清掃・警備業務委託
- ク 令和 3～6 年度 三重県尾鷲庁舎清掃・警備業務委託
- ケ 令和 3～6 年度 三重県熊野庁舎清掃・警備業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）までとします。

ただし、契約の履行期間は、令和 4 年 3 月 31 日（木）から令和 7 年 3 月 31 日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

- (1)のア 三重県津市栄町 1 丁目 954 番地
- (1)のイ 三重県桑名市中央町 5 丁目 71 番地
- (1)のウ 三重県四日市市新正 4 丁目 21 番 5 号

- (1)のエ 三重県津市桜橋3丁目446番地34他
- (1)のオ 三重県松阪市高町138番地
- (1)のカ 三重県伊勢市勢田町628番地2
- (1)のキ 三重県伊賀市四十九町2802番地
- (1)のク 三重県尾鷲市坂場西町1番1号
- (1)のケ 三重県熊野市井戸町371番地

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号のいずれか、かつ、第5号及び第7号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の選任技術者として配置できること。

カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績を含む。）があること。

キ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること。

ク 警備業務の実施体制のうち、1名以上は警備業法による施設警備業務検定1級又は2級の資格を有する者であること。

ケ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年1月14日（金）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては14に掲げる所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6

月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

- (4) 2(2)エからケまでを証明する書類(技術提案書の提出時に確認できる場合は不要です。)

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は2部(正本1部及び複写用の副本1部)とします。
- (3) 原稿サイズは、A4を基本(当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。)とし、両面使用によりページ数は概ね300ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください(副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。)
- (5) 製本は、評価項目に関する調書の順序のとおりに編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 技術提案書提出時に配置予定として選任された建築物環境衛生管理技術者は、契約時に保健所へ選任を届け出て受理されない場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (8) 契約締結後において、評価対象の有資格者の人数が提案書に記載された有資格者数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

エ 施設警備業務検定1級

オ 施設警備業務検定2級

- (9) 契約後において、配置された清掃員・警備員の平均実務経験年数を確認します。その平均経験年数が提案書に記載された年数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて3名以内とします。また、経営状況の説明を求める場合がありますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者以外に、経営状況について説明できる方の出席をお願いします。(なお、建築物環境衛生管理技術者が経営状況を説明できる場合は除きます。)

なお、詳細は12(4)に掲げる日程により実施します。

- (2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。
- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は0点となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後、無効とし、落札者としません。

7 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格(以下「調査基準価格」といいます。)を下回った場合には、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。

- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。
- また、当該落札候補者及び低入札価格調査対象入札者（落札候補者以外にある場合）は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。
- なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。
- この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 9 契約方法に関する事項
- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
- また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約は、14 に掲げる所属で行います。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。
- なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限ります。
- 11 その他
- (1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県電子調達システム（物件等）運用基準等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。
- また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。
- 12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

令和3年12月23日(木)12時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、14に掲げる所属へ書面(FAX可)で質疑申請を行ってください。質疑への回答は、令和3年12月28日(火)までに、「本システム」の「質問回答」又は「入札情報サービス」の「入札予定(公告)詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和4年1月14日(金)12時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。

ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」(第1号様式)を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

《結果通知》

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和4年1月31日(月)17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和4年1月31日(月)17時までに通知書を発送します。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から令和4年2月3日(木)15時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は宛先に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

1の(1)のア 令和4年2月9日(水) 予定

1の(1)のイ 令和4年2月10日(木) 予定

1の(1)のウ 令和4年2月10日(木) 予定

1の(1)のエ 令和4年2月15日(火) 予定

1の(1)のオ 令和4年2月14日(月) 予定

1の(1)のカ 令和4年2月14日(月) 予定

1の(1)のキ 令和4年2月15日(火) 予定

1の(1)のク 令和4年2月17日(木) 予定

1の(1)のケ 令和4年2月17日(木) 予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含め3名以内とします

(5) 入札書提出の日時及び方法

以下の日時までに、調達システムにより提出してください。

1の(1)のア 令和4年2月16日(水) 15時

1の(1)のイ 令和4年2月16日(水) 15時

1の(1)のウ 令和4年2月16日(水) 15時

1の(1)のエ 令和4年2月18日(金) 15時

1の(1)のオ 令和4年2月17日(木) 14時

1の(1)のカ 令和4年2月17日(木) 14時

1の(1)のキ 令和4年2月18日(金) 14時

1の(1)のク 令和4年2月22日(火) 15時

1の(1)のケ 令和4年2月22日(火) 15時

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

- ア 入札金額内訳書を提出しないもの
- イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの
- ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの
- エ 記載すべき項目が欠けているもの
- オ その他不備（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等）があるとき

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合） 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、次に掲げる期間に、以下に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

（入札書提出期間）

- 1の(1)のア 令和4年2月7日（月）から同月16日（水）15時まで
- 1の(1)のイ 令和4年2月8日（火）から同月16日（水）15時まで
- 1の(1)のウ 令和4年2月8日（火）から同月16日（水）15時まで
- 1の(1)のエ 令和4年2月9日（水）から同月18日（金）15時まで
- 1の(1)のオ 令和4年2月8日（火）から同月17日（木）14時まで
- 1の(1)のカ 令和4年2月8日（火）から同月17日（木）14時まで
- 1の(1)のキ 令和4年2月10日（木）から同月18日（金）14時まで
- 1の(1)のク 令和4年2月13日（日）から同月22日（火）15時まで
- 1の(1)のケ 令和4年2月13日（日）から同月22日（火）15時まで

（指定する郵便局）

- 1の(1)のア 三重県津市広明町13番地 三重県庁内郵便局
- 1の(1)のイ 三重県桑名市中央町3丁目43番地 桑名郵便局
- 1の(1)のウ 三重県四日市市沖の島町4番9号 四日市郵便局
- 1の(1)のエ 三重県津市広明町13番地 三重県庁内郵便局
- 1の(1)のオ 三重県松阪市南町178番地1 松阪郵便局
- 1の(1)のカ 三重県伊勢市岩渕3丁目6番10号 伊勢郵便局
- 1の(1)のキ 三重県伊賀市緑ヶ丘南町3937番地の3 上野緑ヶ丘郵便局
- 1の(1)のク 三重県尾鷲市中央町1番1号 尾鷲郵便局
- 1の(1)のケ 三重県熊野市井戸町764番地 熊野郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

- 1の(1)のア 指定する郵便局の郵便番号：514-0006
指定する郵便局の住所：三重県津市広明町13番地
指定する郵便局：三重県庁内郵便局留め
受取人：三重県総務部 管財課 管財班
案件名：三重県栄町庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1の(1)のイ 指定する郵便局の郵便番号：511-8799
指定する郵便局の住所：三重県桑名市中央町3丁目43番地
指定する郵便局：桑名郵便局留め
受取人：三重県桑名地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務課
案件名：三重県桑名庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1の(1)のウ 指定する郵便局の郵便番号：510-8799
指定する郵便局の住所：三重県四日市市沖の島町4番9号
指定する郵便局：四日市郵便局留め
受取人：三重県四日市地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課
案件名：三重県四日市庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1の(1)のエ 指定する郵便局の郵便番号：514-0006

- 指定する郵便局の住所：三重県津市広明町 13 番地
 指定する郵便局：三重県庁内郵便局留め
 受取人：三重県津地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務課
 案件名：三重県津庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1 の(1)のオ 指定する郵便局の郵便番号：515-8799
 指定する郵便局の住所：三重県松阪市南町 178 番地 1
 指定する郵便局：松阪郵便局留め
 受取人：三重県松阪地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課
 案件名：三重県松阪庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1 の(1)のカ 指定する郵便局の郵便番号：516-8799
 指定する郵便局の住所：三重県伊勢市岩渕 3 丁目 6 番 10 号
 指定する郵便局：伊勢郵便局留め
 受取人：三重県南勢志摩地域活性化局 地域活性化防災室 総務生活課
 案件名：三重県伊勢庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1 の(1)のキ 指定する郵便局の郵便番号：518 - 0835
 指定する郵便局の住所：三重県伊賀市緑ヶ丘南町 3937 番地の 3
 指定する郵便局：上野緑ヶ丘郵便局留め
 受取人：三重県伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課
 案件名：三重県伊賀庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1 の(1)のク 指定する郵便局の郵便番号：519-3699
 指定する郵便局の住所：三重県尾鷲市中央町 1 番 1 号
 指定する郵便局：尾鷲郵便局留め
 受取人：三重県紀北地域活性化局 地域活性化防災室 総務課
 案件名：三重県尾鷲庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1 の(1)のケ 指定する郵便局の郵便番号：519-4399
 指定する郵便局の住所：三重県熊野市井戸町 764 番地
 指定する郵便局：熊野郵便局留め
 受取人：三重県紀南地域活性化局 地域活性化防災室 総務課
 案件名：三重県熊野庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- (6) 開札の日時及び場所
- 日時 1 の(1)のア 令和 4 年 2 月 16 日 (水) 15 時 30 分
 1 の(1)のイ 令和 4 年 2 月 16 日 (水) 15 時 30 分
 1 の(1)のウ 令和 4 年 2 月 16 日 (水) 15 時 30 分
 1 の(1)のエ 令和 4 年 2 月 18 日 (金) 15 時 30 分
 1 の(1)のオ 令和 4 年 2 月 17 日 (木) 14 時 30 分
 1 の(1)のカ 令和 4 年 2 月 17 日 (木) 14 時 30 分
 1 の(1)のキ 令和 4 年 2 月 18 日 (金) 15 時
 1 の(1)のク 令和 4 年 2 月 22 日 (火) 15 時 30 分
 1 の(1)のケ 令和 4 年 2 月 22 日 (火) 15 時 30 分
- 場所 14 に掲げる所属
- ※ 開札に立合いを希望される場合は、14 に掲げる所属に、開札日の 1 週間前までに連絡してください。
- (7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所
- 落札候補者にあつては、下記日時までに 4(2)から(4)までの書類を 14 に掲げる所属へ提出してください。
- ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。
- また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (締切日時)
- 1 の(1)のア 令和 4 年 2 月 21 日 (月) 12 時まで
 1 の(1)のイ 令和 4 年 2 月 21 日 (月) 12 時まで

- 1の(1)のウ 令和4年2月22日(火)12時まで
 1の(1)のエ 令和4年2月24日(木)17時まで
 1の(1)のオ 令和4年2月22日(火)17時まで
 1の(1)のカ 令和4年2月22日(火)12時まで
 1の(1)のキ 令和4年2月22日(火)15時まで
 1の(1)のク 令和4年2月28日(月)17時まで
 1の(1)のケ 令和4年2月28日(月)17時まで
- 13 調達システム利用登録申請を担当する所属
 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
 三重県出納局会計支援課 企画支援班
 電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784
- 14 入札・契約に関する事務を担当する所属
- 1の(1)のア 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
 三重県総務部 管財課 管財班 担当 中村
 電話 059-224-2135 F A X 059-224-2111
- 1の(1)のイ 〒511-8567 三重県桑名市中央町5丁目71番地
 三重県桑名地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務課 担当 安藤
 電話 0594-24-3600 F A X 0594-24-3795
- 1の(1)のウ 〒510-8511 三重県四日市市新正4丁目21番5号
 三重県四日市地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課 担当 寺口
 電話 059-352-0552 F A X 059-352-0553
- 1の(1)のエ 〒514-8567 三重県津市桜橋3丁目446番地34
 三重県津地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務課 担当 米倉
 電話 059-223-5010 F A X 059-227-3170
- 1の(1)のオ 〒515-0011 三重県松阪市高町138番地
 三重県松阪地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課 担当 高橋
 電話 0598-50-0500 F A X 0598-50-0618
- 1の(1)のカ 〒516-8566 三重県伊勢市勢田町628番地2
 三重県南勢志摩地域活性化局 地域活性化防災室 総務生活課 担当 金筒
 電話 0596-27-5111 F A X 0596-27-5251
- 1の(1)のキ 〒518-8533 三重県伊賀市四十九町2802番地
 三重県伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課 担当 濱田
 電話 0595-24-8000 F A X 0595-24-8010
- 1の(1)のク 〒519-3695 三重県尾鷲市坂場西町1番1号
 三重県紀北地域活性化局 地域活性化防災室 総務課 担当 二村
 電話 0597-23-3400 F A X 0597-23-2130
- 1の(1)のケ 〒519-4393 三重県熊野市井戸町371番地
 三重県紀南地域活性化局 地域活性化防災室 総務課 担当 青谷
 電話 0597-89-6101 F A X 0597-89-6107
- 15 Summary
- (1) Subject Matter of the Contract:
- a Cleaning and Security Service of Sakae-Machi Bureau Building of Mie Prefecture
 b Cleaning and Security Service of Kuwana Bureau Building of Mie Prefecture
 c Cleaning and Security Service of Yokkaichi Bureau Building of Mie Prefecture
 d Cleaning and Security Service of Tsu Bureau Building of Mie Prefecture
 e Cleaning and Security Service of Matsusaka Bureau Building of Mie Prefecture
 f Cleaning and Security Service of Ise Bureau Building of Mie Prefecture
 g Cleaning and Security Service of Iga Bureau Building of Mie Prefecture
 h Cleaning and Security Service of Owase Bureau Building of Mie Prefecture
 i Cleaning and Security Service of Kumano Bureau Building of Mie Prefecture

(2) Bid Submission Deadline:

- a Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, February 16, 2022.
- b Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, February 16, 2022.
- c Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, February 16, 2022.
- d Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, February 18, 2022.
- e Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, February 17, 2022.
- f Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, February 17, 2022.
- g Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, February 18, 2022.
- h Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, February 22, 2022.
- i Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, February 22, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

- a The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Wednesday, February 16, 2022.
- b The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Wednesday, February 16, 2022.
- c The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Wednesday, February 16, 2022.
- d The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Friday, February 18, 2022.
- e The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, February 17, 2022.
- f The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, February 17, 2022.
- g The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Friday, February 18, 2022.
- h The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Tuesday, February 22, 2022.
- i The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Tuesday, February 22, 2022.

(4) Managing Authority:

- a Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2135
- b Kuwana Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture
5-71 Chuou-cho, Kuwana city, Mie, 511-8567, Japan
TEL:0594-24-3600
- c Yokkaichi Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture
4-21-5 Shinsho, Yokkaichi city, Mie, 510-8511, Japan
TEL:059-352-0552
- d Tsu Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture
3-446-34 Sakurabashi, Tsu city, Mie, 514-8567, Japan
TEL:059-223-5010
- e Matsusaka Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture
138 Taka-machi, Matsusaka city, Mie, 515-0011, Japan
TEL:0598-50-0500
- f Ise Regional Development Bureau, Mie Prefecture
628-2 Seita-cho, Ise city, Mie, 516-8566, Japan
TEL:0596-27-5111
- g Iga Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture
2802 Shijuku-cho, Iga city, Mie, 518-8533, Japan

TEL:0595-24-8000

h Kihoku Regional Development Bureau, Mie Prefecture
1-1 Sakabanishi-machi, Owase city, Mie, 519-3695, Japan
TEL:0597-23-3400

i Kinan Regional Development Bureau, Mie Prefecture
371 Ido-cho, Kumano city, Mie, 519-4393, Japan
TEL:0597-89-6101

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 \leq 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について300点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=300 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とし、ます。

4 有効数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出は、小数点以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とし、ます。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とし、ます。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とし、ます。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、くじ引きにて落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1.2とし、「価格評価点」300点、「技術評価点」360点の計660点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件 (清掃業務)	研修体制	120	24
		履行体制及び品質保証取組		70
		苦情処理		5
		検査体制		15
		顧客満足度向上への取組		6
	技術要件 (警備業務)	研修体制	120	24
		履行体制		70
		苦情処理		5
		検査体制		15
		顧客満足度向上への取組		6
	企業要件	契約実績	70	20
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		20
		地域社会貢献活動		10
全般	業務の取組姿勢	50	50	
合 計			660	660

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
